

### 第五章の四 建築設備等

#### 関連条文

- 令20条の5 居室内において衛生上の支障を生ずるおそれがある物質
- 令20条の8 居室を有する建築物の換気設備についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準
- 令20条の3 火を使用する室に設けなければならない換気設備等
- 令20条の2 換気設備の技術的基準

#### 第五章の四 建築設備等

- 令129条の2の3 建築設備の構造強度
- 令129条の2の4 給水、排水その他の配管設備の設置及び構造
- 令129条の2の5 換気設備

- 昇降機 適用の範囲 令129条の3
- エレベーターの構造上主要な部分 令129条の4
- エレベーターの荷重 令129条の5
- エレベーターのかごの構造 令129条の6
- エレベーターの昇降路の構造 令129条の7
- エレベーターの駆動装置及び制御器 令129条の8
- エレベーターの機械室 令129条の9
- エレベーターの安全装置 令129条の10
- 適用の除外 令129条の11
- エスカレーターの構造 令129条の12
- 小荷物専用昇降機の構造 令129条の13
- 非常用の昇降機の設置を要しない建築物 令129条の13の2
- 非常用の昇降機の設置及び構造 令129条の13の3
- 避雷設備 設置 令129条の14
- 構造 令129条の15

#### R元

- (No. 10) 建築設備等に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。
  - 建築物に設けるエレベーターに、駆動装置又は制御器に故障が生じ、かご及び昇降路の全ての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合に自動的にかごを制止する装置を設けた。 令129条の10第3項一号口
  - 管の外径が所定の数値以上である給水管、配電管その他の管が、準耐火構造の防火区画を貫通する際に、これらの管の当該貫通部分及び貫通部分からそれぞれ両側に1m以内の距離にある部分を不燃材料で造った。 令129条の2の4第1項七号イ
  - 排煙設備を設置しなければならない居室に設ける排煙設備の排煙口に、手動開放装置及び煙感知器と連動する自動開放装置を設けた。 令126条の3第1項四号
  - 建築物に設けるエスカレーターで、階段面の水平投影面積が9m<sup>2</sup>であるものの階段の積載荷重を、18kNとした。 令129条の12第3項

#### H30

- (No. 10) 建築設備等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。
  - 乗用エレベーター（特殊な構造又は使用形態のもので国土交通大臣が定めたものを除く。）の昇降路については、昇降路の出入口の床先とかごの床先との水平距離は4cm以下とし、かごの床先と昇降路壁との水平距離は12.5cm以下としなければならない。 令129条の7第四号
  - エスカレーター（特殊な構造又は使用形態のもので国土交通大臣が定めたものを除く。）は、勾配を30度以下とし、階段の幅は1.1m以下としなければならない。 令129条の12第1項二、四号
  - 準耐火構造の床若しくは壁又は防火戸その他の政令で定める防火設備で床面積200m<sup>2</sup>以内に区画された共同住宅の住戸には、窓その他の開口部で開放できる部分の面積にかかわらず、排煙設備を設けなくてもよい。 令126条の2第1項一、法別表第1(1)~(4)項、令126条の2第1項二
  - 建築物（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）に設ける自然換気設備の給気口は、居室の天井の高さの1/8を超える高さの位置に設け、常時外気に開放された構造としなければならない。 令129条の2の5第1項二

#### H29

- (No. 10) 建築設備等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。
  - 床面積の合計が80m<sup>2</sup>の住戸において、発熱量の合計(密閉式燃焼器具等又は煙突を設けた設備若しくは器具に係るものを除く。)が9kWの火を使用する器具を設けた床面積12m<sup>2</sup>の調理室には、1.2m<sup>2</sup>の有効開口面積を有する窓その他の開口部を換気有効に設けた場合であっても、所定の技術的基準に従って、換気設備を設けなければならない。 法28条3項カッコ書、令20条の3第1項二
  - 高さが31mを超える建築物で、非常用エレベーターを設けていないことにより、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものに増築する場合においては、増築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の-1/2を超える場合には、非常用エレベーターを設けなければならない。 法86条の7第1項、令137条の6第一号
  - 延べ面積500m<sup>2</sup>の事務所において、開放できる部分の面積の合計が2m<sup>2</sup>の窓(天井から下方80cm以内の距離にあるもの)のある床面積120m<sup>2</sup>の事務室には、原則として、排煙設備を設けなければならない。 令126条の2第1項、令116条の2第1項二
  - エレベーター(所定の特殊な構造又は使用形態のものを除く。)の昇降路の出入口の戸には、かごがその戸の位置に停止していない場合において、昇降路外の人又は物の昇降路内への落下を防止することができるものとして、所定の基準に適合する施設装置を設けなければならない。 令129条の7第三号

#### R4

- (No. 10) 建築設備に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。
  - 高さ31mを超える部分の階数が4以下の主要構造部を耐火構造とした建築物で、当該部分が床面積の合計100m<sup>2</sup>以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は所定の特定防火設備で区画されているものには、非常用エレベーターを設置しなくてもよい。
  - 各構えの床面積の合計が1,500m<sup>2</sup>の地下街における排煙設備の制御及び作動状態の監視は、中央管理室において行うことができるものとしなければならない。
  - 床面積の合計が50m<sup>2</sup>の住戸において、発熱量の合計(密閉式燃焼器具等又は煙突を設けた設備若しくは器具に係るものを除く。)が8kWの火を使用する器具を設けた床面積7m<sup>2</sup>の調理室には、0.7m<sup>2</sup>の有効開口面積を有する窓その他の開口部を換気有効に設けた場合、所定の技術的基準に従った換気設備は設けなくてもよい。
  - 鉄骨造、延べ面積1,500m<sup>2</sup>、地上3階建ての物品販売業を営む店舗の売場においては、全館避難安全検証法により、全館避難安全性能を有することが確かめられた場合であっても、非常用の照明装置を設けなければならない。

#### R3

- (No. 10) 建築設備に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。
  - エレベーター(所定の特殊な構造又は使用形態のものを除く。)の機械室における床面から天井又ははりの下端までの垂直距離は、かごの定格速度が毎分150mの場合、2.2m以上としなければならない。
  - 居室を有する建築物の換気設備についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準において、機械換気設備の有効換気量(単位m<sup>3</sup>/時)は、原則として、その「居室の床面積(単位m<sup>2</sup>)」と「居室の天井の高さ(単位m)」の積に、住宅の居室にあつては0.5を乗じて得た必要有効換気量以上でなければならない。
  - 耐火構造の床若しくは壁又は防火戸その他の所定の防火設備で床面積100m<sup>2</sup>以内に区画されたホテルの客室には、窓その他の開口部で開放できる部分(天井又は天井から下方80cm以内の距離にある部分に限る。)の面積の合計が、当該客室の床面積の1/50未満であっても、排煙設備を設置しなくてよい。
  - エレベーター強度検証法による主要な支持部分等の断面に生ずる常時の応力度は、昇降する部分以外の部分の固定荷重、昇降する部分の固定荷重及びかごの積載荷重を合計した数値により計算する。

#### R2

- (No. 10) 建築設備等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。
  - 高さ31mを超える建築物において、高さ31mを超える部分を全て建築設備の機械室とする場合は、非常用の昇降機を設けなくてもよい。 法34条2項カッコ書、令129条の13の2第一号、令129条の13の2第一号
  - 事務所の用途に供する建築物において、発熱量の合計が6kWのこゝろ(密閉式燃焼器具等でないもの)を設けた調理室で、換気有効な開口部を設けたものには、換気設備を設けなくてもよい。 法28条3項、令20条の3第1項三
  - 建築物に設けるエレベーターで、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のものの昇降路について、安全上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものについては、昇降路の出入口の床先と籠の床先との水平距離は、4cmを超えることができる。 令129条の11、令129条の7第四号
  - 地階を除く階数が11以上である建築物の屋上に設ける冷房のための冷却塔設備は、防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる場合においては、主要な部分を不燃材料以外の材料で造ることができる。 令129条の2の6第一号